

出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	17番	星吉郎	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員

16番	我妻弘国	君
-----	------	---

説明のため出席した者

町長部局

町長	長	滝口茂	君
副町長	長	平間春雄	君
総務課長	長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長		平間忠一	君
財政課長		武山昭彦	君
商工観光課長		小池洋一	君
都市建設課長		加藤秀典	君
上下水道課長		平間広道	君
公共工事検査監		鎌田和夫	君
災害復興対策監		畑山義彦	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

長谷川 敏

主 任 主 査

太 田 健 博

議 事 日 程 (第1号)

平成25年10月9日(木曜日) 午前9時30分 再 開

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 議案第28号 平成25年度(仮称)さくら連絡橋新設工事(債務負担行為)委託契約について

第 4 議案第29号 平成24年度(仮称)さくら連絡橋建設工事(桁製作)(繰越明許)請負契約について

第 5 議案第30号 平成24年度(仮称)さくら連絡橋建設工事(Ⅲ工区)(繰越明許)請負契約について

第 6 議案第31号 平成25年度柴田町公共下水道事業新栄污水枝線その1工事請負契約について

第 7 議案第32号 平成25年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約について

第 8 議案第33号 平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成25年度柴田町議会10月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が16番我妻弘国君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等の出席を求めています。

また、執行部への出席要求は議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番安部俊三君、10番佐々木守君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

日程第3 議案第28号 平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託契約について

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第28号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務

負担行為) 委託契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

[町長 登壇]

○町長 (滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第28号平成25年度(仮称) さくら連絡橋新設工事(債務負担行為) 委託契約についての提案理由を申し上げます。

この委託は、東北本線大河原・船岡間、東京駅起点から322キロ369メートル付近に計画している(仮称) さくら連絡橋新設工事に関し、鉄道運行の安全確保と工事の安全管理のため随意契約の方法により、鉄道事業者である東日本旅客鉄道株式会社に工事の一部を委託するものであります。

委託内容としては、橋桁架設及び主要地方道白石柴田線とJR営業線の間計画している橋脚1基及び附帯構造物、鉄道施設内の電気設備防護、軌道補正を行うものです。

東日本旅客鉄道株式会社と工事实施に向けて協議を重ね、このほど協議が整いましたので、工事委託契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委託契約の額は、消費税を含んで2億3,223万円となり、工事の完成は平成27年3月末日までを予定しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長 (加藤克明君) 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長 (武山昭彦君) それでは、議案第28号平成25年度(仮称) さくら連絡橋新設工事(債務負担行為) 委託契約について、契約関係の説明をさせていただきます。

契約の方法は、随意契約といたしました。

契約の相手方といたしましては、鉄道管理者である東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所となります。

随意契約等の内容といたしましては、東北本線の架線を直接またぐ架設工事及び鉄道敷地に近接する橋脚工事や、階段工事が連続することから万が一の事故や不測の事態を未然に防止し、旅客の安全と東日本旅客鉄道の運航ダイヤの安全確保の観点から、安全管理面を最大限、最優先に考慮し、10月2日に委託契約の仮契約を締結しているところであります。

この契約につきましては、この10月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法第234条第5項の規定により契約の効力が得られるものであります。

契約金額は、消費税を加算いたしまして、2億3,223万円となります。工期は、債務負担行為の議決をいただいておりますので、平成26年度いっぱいの平成27年3月末日となります。

以上、契約関係の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、委託概要につきまして、きょうお配りしています議案第28号関係資料で説明を申し上げたいというふうに思います。

こちら図面お示ししてありますのは、左上に平面図、左側に船岡城址公園、右側に白石川という方向になります。その下に側面図、これは船岡側から大河原側を望んだときの側面の形になります。右上には標準横断図ということで、歩道の幅につきましては3メートルというふうな表示が出ております。その下に、工事の委託概要というふうに書いてございますので、これに基づいて説明をいたします。

今回、JRに委託しますのは、平面図で言いますと、黄色、緑、青の着色あるんですが、今回は緑色のJR委託、P1橋脚工、階段工という部分、それから側面図に示しております架設工のJR委託工事分、黄土色というんでしょうかね、の薄い色のかかったものになります。

P1橋脚につきましては、橋脚長で10.2メートルのものを1基設置いたします。それに先立ちまして、基礎工といたしまして現場で直接くい打ちをするんですけれども、場所打ちぐいということで、直径が1メートルのものを長さ16.5メートル、深く差し込んでくいを打ち込みます。6本です。その上に橋脚が立ち上がるということになります。P1橋脚部の階段部分につきましても、JRの近接工事になりますので、同時施工をお願いするということで、こちらについても階段の基礎の下に直径が1メートルのものを16.5メートル、こちらは4本、場所打ちぐいを予定しております。

あわせて、高欄、落下物防止柵15メートルというふうになりますが、側面図で見いただきますと、ちょうど緑のP1橋脚の右側にJR東北本線ということで、列車の絵のようなものが書かれているのですが、ちょうどこの真上の部分、これを先端にして両側合わせてなんですけれども、15メートル範囲につきましては、JRで高欄、いわゆる手すりと落下物防止ということで、2メートルのフェンスをJRで施工していただきます。それ以外の部分については町のほうで高欄施工する予定であります。

電気設備の防護ということで、JRの営業線上の電力の架線等々を降下しますので、その防護とあわせて軌動補正というのは、近くで大型の機械が動きますし、基礎のくい工事もします。そういったことで、営業線にどれだけの影響が出たのかということを逐次確認をしまし

て、ずれがあれば補正をする。最近北海道のほうでレール間が広い、狭いいろいろ議論があるんですけども、そういったものの調査になると思います。当然高さのことも出てきますので、そういった軌道の修正というのを一括してJRのほうにお願いしたいというふうになります。

一番大きな仕事としましては、桁の架設というのがあるんですね。橋桁は工場で作りますけれども、持ってきた桁をつり上げて、JRの上にかけるということなんですが、今回橋長、橋の長さで85.1メートル、これについては9ブロックに分けて、分けたうちの7ブロック、城址公園側から下の側面図にあります架設工の町施工というところ、薄い紫色あるんですけども、ちょうどここまでが9ブロックのうち7ブロックになります。町部分については残りの2ブロックということになるんですけども、この7ブロック、延長にしまして71.35メートルの桁架設をJRのほうにお願いしたいということです。

架設方法につきましては、550トンのオルテレーンクレーンということで国内にも数台しかないという大型なものでつり上げて、一括架設をします。初めに、城址公園側、県道上部に架設します。2回目にJR営業線側に架設をするんですが、先日ちょっと列車ダイヤの運航上の確認をしますと、深夜からの作業になるんですけども、機電停止ということで一時電気をとめて仕事をすることになるんですね。そうしたときに当然常に営業線上走っているときにできないので、東北本線夜間の貨物も多いそうなんです。最大時間としては、70分を予定しているということなので、その辺もう少し正式なところの時間を詰めたかなと思っていました。70分間の間に一時電気をとめて架設をします。その後、全ての点検をして電気を流してまた貨物営業線の列車が走るというふうになります。

この架設の際には、側面図のほうにちょっとお示ししていなかったんですけども、仮受台ということで、ベントと呼ばれるものをつくることになります。いわゆるデッキ下にA1橋台という柱がでてきます。県道とJRの間にP1橋脚という、今回JRでお願いする緑の橋脚が出てきます。川の中に青色で示していますけれども、P2橋脚が出てきます。最終的にはこの上に桁が全て並ぶようになります。今9ブロックに分けて、それを分割施行するんですけども、今このP1橋脚の向かって左側、そうですね、今12メートルぐらいの数字の書かれているところ、センターから5メートルぐらいのところちょっと3ブロックのつなぎになるので、つなぎのところベントと言われるもの、仮受台ということでH工で柱をつくって、そこに仮に置くんですね。

もう一方は、白石川、町で施行する青のP2橋脚の左側になるんですけども、ちょうど桜

の花の切れ目ぐらいに川側に、ここまた仮受台ということでベントをつくります。鉄骨構造です。ここには、残りの9分の4がかかります。仮受台の中で本締めしてつなぐということになるんですけども、そういった作業をしまして最後に町のほうに架設したものと連続するということになります。

今回、架設する際に、私たちも非常に慎重に扱ったんですけども、完成後については地震対策で落橋防止ということで、地震でも外れても落ちない工夫はするんですけども、今回一番吟味されたのが、架設時の地震に対する対応ということで、架設、桁をかけている途中で、万が一地震が来たらどうするということで、その地震対策としてストッパーというものをA1橋台、それからP1橋脚等々につくりまして、地震でもずれても落ちないというようなことを今回JRと協議をして、まとめ上げております。

今回、工事2億3,223万円ということでお願いするものなのですが、桁の架設、A1からP2まで、これで1億2,136万5,000円、その他の橋脚含めた土木工事、それからJRの電気設備防護等々含めたもので、1億1,086万5,000円となりまして、総額2億3,223万円という委託の金額になるものです。

概要としては以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。4番秋本好則君。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。

私は、この議案第28号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託契約について、反対の立場から討論したいと思ひます。

この案件は、昨年私たちが住民投票を求めた案件です。

この連絡橋については、確かに完成を心待ちにしておられる方もいらっしゃることは、事実です。しかし、住民投票が行われた結果、どのくらいの方が工事に期待を寄せておられるのか、私にはわかりません。ただ、私が日々の活動の中で知り得た多くの方々は、この連絡橋に期待を寄せてはおりませんでした。

また、工事に入る前に、私たちの意見を聞いてほしいという署名活動に署名していただいた2,527名の方々の意見に私は従いたいと思ひます。

今柴田町の財政をトータルで考えたとき、この連絡橋をつくる時期ではないと思います。予想より多くの補助金を引き出すことができたため、柴田町の持ち出しが少なくなっているという説明は、お聞きしました。しかし、柴田町の負担がなくなったわけではありませんし、将来の維持管理費が大きく柴田町の財政に負担をかけるのではないかという懸念をぬぐい去ることができないでおります。また、館山の自然破壊や景観の問題もあります。

今、柴田町では平成39年まで事業費65億円の鷺沼排水区の事業が始まっております。また、総合体育館、本格的な図書館、大規模なほ場整備計画も計画されております。また、同僚議員が質問していましたが、この柴田庁舎も建てかえを検討しなければならない時期に来ていると思います。また、庁舎の新築ができないまでも、国が耐震対策緊急促進事業として指定されている庁舎の耐震診断と改修を平成27年度をめぐりに義務化されるという話も聞いております。

このように、これから多くの資金が必要になってくるときに、柴田町の財政計画は大丈夫なのでしょうか。宮城県総務部が出している目で見ると見る市町村財政という資料があります。この中で市町村の積立金現在高比率という項目があります。これは、将来の事業に対する積立金と財政規模との比率をあらわしている数字で、柴田町は15から20%にランクされ、宮城県で最下位になっております。他市町村は、震災後将来の事業に備えてか、平成22年度の45.2%から平成23年度の83.6%まで38ポイント上昇させておりますが、柴田町は13.7%から17.7%に約4%ふやしているに過ぎません。ちなみに、隣の村田町の数字は75.45%、大河原町は34.77%、亶理町に至っては、209%の積立金を持っております。

この数字を見るときに、今本当にこの連絡橋をつくる時期なのか疑問を持っております。また、9月の議会の私の一般質問で、町長は連絡橋ができて、商店街の売上げが伸びることはありませんというふうに答弁されました。

これを一般的な家庭の話に置きかえてみると、年収500万円の家庭で88万円の貯金を持っている家庭があったとします。そして、離れや書斎をつくりたいという希望を持って今計画している家庭があったとします。ところが、その家自体がかなり老朽化して、耐震診断、耐震改修をしなければならない時期に来ている。そして、そのときに車を買いたいという話が出てきた。しかも、家業の助けになる営業車ではなく、レジャー用の車を買いたいという話が出てきた。そうすると、大人の判断とすればもう少し待って、余裕が出てから買ってよという話になるのではないかと思います。

また、この連絡橋の工事費については、どうでしょうか。当初階段で施工する形になっておりました。それが途中からスロープをつくるという話になって、工事費もふえております。で

すけれども、最初の計画、階段からスロープ併用に切りかえたときに、立ちどまってもう一度計画をやり直すべきではなかったでしょうか。エレベーターをつくるほうがいいんじゃないかという提案もしましたが、工事費は高いという回答でした。ですけれども、家庭用の2階建て、3階建て用のエレベーターがあります。これは、油圧で動くものです。これは車1台とほぼ同じ値段ぐらいの安い費用でできるはずです。これを利用することによって、スロープで上りおりするよりも、かなり割安なものができる計画と私は思います。この形を踏まえた形で、もう一度計画をやり直すべきではないかと思います。

柴田町は今このような連絡橋をつくるのではなく、体力をつけ、地域の活性化に資する投資をする時期だと考えております。柴田町は決して裕福ではなく、イエローカードが見え隠れしている状態だということに警鐘を鳴らす意味を込めて、私は反対したいと思います。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ございますか。7番佐々木裕子さん。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子です。

私は、（仮称）さくら連絡橋建設に賛成の立場で討論いたします。

このさくら連絡橋は、私たちがこれまで土手から船岡城址公園に観光客の皆様方の流れを変え、船岡城址公園に足を向けさせ、柴田町の活性化に向けて建設することで、町の活性化につながるものと私は考えております。

私が賛成の意味で申し上げますのは、国鉄のJR線線路がございます。その線路でございますが、その線路を観光客の方がこれまでも何度となく横断をしております。そのことも考え、今まで事故がなく進んでまいりましたけれども、今後その事故防止のためにも、また今鉄道線路を横断している方々たちの安全も考え、やはりここに連絡橋をつくることを私は賛成したいと思います。

また、今反対討論をなさりましたけれども、これは議会決議の中で賛成なさっていたと思います。賛成なさってはおりませんでしたか。済みません、失礼いたしました。賛成の立場で皆様方の意見も通っております。そのことも考え、この柴田町の活性化のためにはこの連絡橋が必要でございます。そして、この連絡橋とともに、またほかの町にないものがこの柴田町に生まれるわけです。これまで大河原に流れていた観光客が柴田町の城址公園へ向かうことができ、それで流れを変え、また柴田町の中にお客様を迎え入れ、私たちはその観光客の皆様方にとってもっとすばらしいこの柴田町を見ていただくことにつながると、そういうふうに思っております。

この連絡橋が完成することで、私は安全面からも、そして町の活性化につながることを信じて、賛成の討論といたします。皆様方同僚議員の賛成をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号平成25年度（仮称）さくら連絡橋新設工事（債務負担行為）委託契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号 平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）
（繰越明許）請負契約について

日程第5 議案第30号 平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）
（繰越明許）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第29号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負契約について、日程第5、議案第30号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）請負契約について、この2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第29号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負契約について、及び議案第30号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

この工事は、（仮称）さくら連絡橋の白石川右岸高水敷に設置する橋脚2基、根固工及び仮設工と橋本線部及び階段工の桁の工場製作を行うものであります。

平成23年度に基本設計、昨年度に予備調査及び詳細設計を実施し、設計が完了しましたので工事を行うものです。

本工事は、下部工工事と桁工場製作に分離発注するもので、既決予算に基づき9月9日制限つき一般競争入札公告を行い、9月30日に入札執行をいたしました。

なお、議案第30号につきましては、特別簡易型総合評価方式での入札を行いました。

議案第29号につきましては、桁工場製作が対象となっております。

入札参加者は、株式会社横河ブリッジ仙台営業所、矢田工業株式会社仙台支店、東鋼橋梁株式会社仙台営業所の3者でありました。

入札を執行した結果、株式会社横河ブリッジ仙台営業所と9,145万5,000円で工事請負仮契約を10月2日に締結いたしました。

議案第30号につきましては、下部工工事が対象となっております。入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社斎藤工務店、株式会社本田組、株式会社松浦組の4者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と1億1,130万円で工事請負仮契約を10月2日に締結いたしました。

以上、2件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、一括議題となりました議案第29号及び議案第30号の2件の請負契約につきましての説明を申し上げます。

この2つの工事は、（仮称）連絡橋建設工事に関するもので、橋桁の工場製作に係るものと、橋梁下部工事に係るものを分離し、発注するものです。

最初に入札契約に係る内容についてご説明をいたしますので、議案書3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、議案第29号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負契約についてです。

入札契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約となり、契約金額は消費税を加算して9,145万5,000円となりました。契約の相手方は、株式会社横河ブリッジ仙台営業所が落札しております。

10月2日に仮契約を締結しております。この仮契約につきましては、この10月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものです。

入札結果についてのご説明をいたしますので、別冊の議案第29号、30号関係資料の工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第29号関係資料になります。

入札と契約の方法につきましては、工事設計額が5,000万円を越えておりますので、指名委員会の内規と決定によりまして、制限つき一般競争入札とさせていただきます。制限つきといたしましては、町内にはこの規模の橋桁を製作できるだけの企業がないことから、県内企業の参加に配慮いたしまして、県内に本社、営業所等を配置し、さらには価格と品質を確保する観点から、建設業法で規定する県の総合評価値900点以上のAランクといわれるような企業への参加を求めておりました。

入札者は、契約の相手方となりました株式会社横河ブリッジ仙台営業所を初め、この3者より入札参加の申し入れがありまして、指名委員会において評価審査を行い、この審査を経た3者全てに入札に参加をいただいているところであります。

次のページ、入札結果調書になります。

入札執行日は9月30日、予定価格につきましては、設計額になります。消費税抜きで1億752万9,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの7,527万300円となります。予定価格の7割に相当する額となります。

入札は1回目で株式会社横河ブリッジ仙台営業所が8,710万円で落札いたしております。10月2日に仮契約を行っているところであります。

契約金額は、議案書のとおり落札金額に消費税を加算いたしました9,145万5,000円となります。工期は議決の翌日から平成26年3月31日となります。

以上で、議案第29号の入札契約に係る内容についての説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻っていただきまして、議案第30号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）の請負契約についてのご説明を申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

最初に入札契約に係る内容についてのご説明をいたします。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約で、契約金額は消費税を加算いたしまして、1億1,130万円となりました。

契約の相手方は、株式会社松浦組が落札しており、10月2日に仮契約を締結しております。この仮契約につきましては、この10月議会におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものです。

入札結果につきましてご説明をいたしますので、先ほどの関係資料工事請負契約案件資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第30号関係資料になります。

入札と契約の方法につきましては、工事設計額が5,000万円を越えておりましたので、指名委員会の内規と決定により、制限つき一般競争入札とし、特別簡易型総合評価方式としております。

制限つきといたしました理由といたしましては、地元企業等の参加に配慮いたしまして、入札参加資格を大河原土木事務所管内、仙南の2市7町に本社が所在するものとし、建設業法で規定いたします特定建設業の許可を受けていることを参加の条件といたしております。制限は、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値750点以上のAランクと言われるような企業への参加を求めた結果、町内業者2者、町外業者2者の4者の入札参加となりました。なお、町内業者への点数制限は設定しておりません。

入札者は、入札参加申し入れのあった4者に対して、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの4者全てに入札に参加をいただいたところであります。

次の4ページが入札結果調書になります。

入札執行日は9月30日、予定価格につきましては、設計額になります。消費税抜きで1億828万1,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの8,662万4,000円となります。予定価格の8割に相当する額となります。

10月2日に仮契約を行い、工期は議決の翌日から平成26年3月31日となるものであります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表でご説明をいたします。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものを総合評価の対象といたします。今回の入札では、株式会社松浦組と株式会社四保工務店がこの範囲内に入り、株式会社本田組、株式会社斎藤工務店は予定価格に達していないために、この2者は総合評価の対象外となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点で、総合評価の対象となる1番の株式会社四保工務店、4番の株式会社松浦組とも企業の施工実績から災害対応等までのおのおのの評点を算出し、価格以外の評価点を計算いたします。価格以外の評価点は、四保工務店、松浦組とも10点満点となります。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配分となります。総合評価点といたしまして、AプラスBになりますけれども、合計の満点で100点となるものであります。

次に、価格に関する評価といたしまして、最低入札額1億600万円で応札いただきました4

番の株式会社松浦組に価格評価点として90点を設定し、総合評価をするもう1者、1番の株式会社四保工務店に応札金額に応じて価格評価点を算出したしまして、89点33点となります。価格以外の評価点との合計では、松浦組が総合評価点100点、株式会社四保工務店が99点33点となります。最高評価得点者となります松浦組が落札者となります。

以上で、議案第30号につきましての入札から契約に関する説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、議案第29号、30号関係資料、最終のほうにA3判折り込みで2枚入っております。

初めに、議案第29号関係資料をごらんください。

こちらの図面は桁製作の図面となりますが、左上に平面図、茶色で着色しています部分の製作をお願いするものです。下に側面図ということで、今回橋長85.1メートル、全ての桁の製作をお願いするというふうな表示をしております。

上の右、標準横断図ということで、幅員3メートルの箱桁ということなので、桁の中が断面を切った形になるんですが、箱をくりぬいたような軽量化されて、強度も出て安全だという形のもので、単純箱桁のつくりとなります。

今回の製作の内容につきましては、下に概要を示しておりますので、そちらのほうでお話をしたいというふうに思います。

初めに、大きく分ければ工場製作においてはまず材料費とそれから製作費、それから錆安定化処理の工場塗装、そして輸送という組み立てになります。材料については、本体主構造SMA400というふうになるんですが、このSMAと表記されているものが、耐候性の鋼材を示すものであります。溶接構造用耐候性熱延圧延鋼材ということで、JIS規格に表記されているものでございます。

SPH-Hというものが本体主構造の156トンの括弧の中に出てくるんですけども、こちらについては、高耐候性圧延鋼材ということでさらに耐候性の高まったものということで、ここについてはJRの架線の上になる部分の一部に高耐候性のものを使うということで考えております。この耐候性鋼材については、一般的にメンテナンスフリーという言われ方をしています。みずからがさびを表面に配置して、そのさびでもって表面を保護して、中にさびが入って腐食することを防ぐものなんですね。そういったことで、一般的にメンテナンスフリーというふうに言われているものでございます。

この85.1メートルの製作をするに当たっては、1回でつくれませんので、先ほどJR委託のときに9ブロックということで、ブロック化の話をしたんですけども、さらにブロックを再分割して材料を組み立てて、つくり上げていくんですね。概数で申し上げますと、85.1メートルの橋梁部分については多分概ね約2,600ぐらいのピースに分かれるんだと思います。階段部分についてはちょうど土手におりるところですが、ここで多分280ぐらいのピースに分かれるんですね。工場で図面に基づいてピースをつくったものを、それを組み立てていって、右上の標準断面のような形に整えていくんですね。整えたものをブロックごとで輸送して現地に持ち込むというふうになるものです。

材料費については、本体主構造の156トンから階段主構造の14トン、下に本体主構造とあるんですが、これは附属品として伸縮継手とかそういったものの3トンが加わりますので、製作された輸送費としては、一番下の173トン、加工としては165トンの製作ということになります。

さらに、鍍安定化処理塗装ということで、1,534平米予定しているんですけども、耐候性鋼材、みずからさびを発生して、みずから守るんですけども、安定処理することによってさびを出すことが促進されて均一なさびの面が整うということで、促進して早目にその後の浸食を防ぐという効果が生まれるものでございます。

今回、金額といたしましては9,145万5,000円ということになりますが、この工事概要でちょっと分けてお話ししますと、材料費で2,950万円、製作費で4,915万5,000円、工場製作輸送費合わせまして9,145万5,000円というふうになるものでございます。

さらに、先ほどピースの話、本体の話をしましたけども、基本的には工場で溶接する分もありますけれども、現地行きますとボルトで本締めとか、最初の締めとかするためにボルト数もあるんですけども、ボルト数につきましては、本体部分で1万300個、それから階段の部分では170個ぐらいの材料になるものでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

こちら議案第30号の関係資料というふうになります。

こちらは第Ⅲ工区ということで、こちらについては現場の工事の発注でございまして、川の中にできます本線を渡ってきてつながるP2の橋脚と、鷺沼沿いに向かって下っていった先にできますP3の橋脚合わせて階段工、スロープが堤防にタッチするんですけども、ここに橋台工A2ということで土手にセットするところに、基礎工事が小っちゃいものが出てくるんですけども、それをA2というふうに呼んでいます。

今回工事に先立ちまして橋脚をつくるに当たりまして、こちら先ほど申し上げましたように、場所打ちぐいということで、現場で1メートルのぐいをこちらは深さ31メートルです。P2、P3とも深さ31メートルで6本基礎ぐいを打設しようというふうに考えております。

工事概要の根固ブロック据えつけといふふうにあるんですけども、根固というのはちょうど平面図のP2、P3で茶色の色づけをしているところがあるんですけども、工事をする際にその周りにブロックを敷き詰めて施工することになるので、そこに423個、P2、P3周りで多分16メートル掛ける12メートルぐらいの四角い周りになるんでしょうかね、423個を予定しております。1個500キロのものでですけども、90センチ掛ける90センチの45ミリの厚さのものを並べていくんです。これが根固工ということになります。

一番下の仮設工、仮設道路設置工ということで1.2キロメートル4メートルというふうになります。これは柴田大橋側からこの橋梁現場まで右岸堤の洪水時期に4メートルの仮設道路をつくります。ですから、川の中、堤防沿いの下を4メートル道路を使ってものを運んでくるということにしています。これは、河川管理者とちょっと協議をさせていただきまして、本来渇水期に11月から5月まで、仕事をして本来終われば一時撤去になるんですけども、翌年にまた仕事があるときには戻さなくちゃいけないということになるんですけども、今回協議をお願いしまして、砂利敷いたまま、1年放置させてもらって翌年度も使えるというふうな協議を整えたところで、1.2キロメートル、碎石を敷いて車両、材料の輸送、そういったものをしようというところでございます。

総額1億1,130万円ということになりますが、P2の基礎工で5,700万円、P3で4,560万円、A2橋台、土手の立ちのところで90万円、それから根固で780万円、足しまして総額1億1,130万円というふうになるものです。

よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。

なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

議案第30号のⅢ工区のほうです。

鷺沼方面に設置されるP3の橋脚、私もちょっとうかつだったんですが、スロープの説明がこの間議員全員協議会であったんですが、今回その部分の橋脚もここで30号で入っているということで、ここで質問しなくちゃいけないんだなと思ったんですが、気になっていたのがスロ

ープ12%の勾配なんです、この12%については庁舎内で十分にまず話し合ったのかどうか、そこを伺います。

それから、本来福祉課長が参加していれば、出席していれば福祉課長にお聞きしたかったんですが、どなたでも結構です。自走式の介助つき車椅子の場合、縦断勾配の限界は何%でしょうか。

それから、スロープをつくるということで実際に今車椅子を利用している方の声は、何人か聞いたのでしょうか。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

初め12%、庁舎内でのということの議論ですが、庁舎内では課長会議等で全体の話も含めて説明もするんですけれども、一番議論をさせていただいたのは、一般公募で参加いただきました検討委員の皆様との中で決定したということです。

その中で、勾配については議論がありまして、当然緩いほうが、一般的には平らなほうがいいわけでそこから構造的なもの、それから現実的にできるところ、できないところが出てくるので、それは勾配としては変わってくるんですけれども、私たちも10%ぐらいで行こうかというような目安の話もいっぱい出てきた中で言われたのは、高齢の方からですけれども、多少急でも短いほうがいいというご提案もありましたので、今回12%という勾配で33メートルのスロープを考えているんですけれども、実は14メートル、半分ぐらい行ったところに12%で行って半分ぐらい行ったところに1.2メートルぐらい、またフラットなところをつくってまた12%で下るんですね。だから、12%をフラットなところをなくしてつなげば、距離が長くなるので若干緩くはなるんですけれども、多少急でも短いほうがいいというような提案もいただきましたので、このような形でまとめさせていただきました。

先ほど、車椅子の自走という話ができましたけれども、見ますと、自走ではやっぱり8%というものが出ているというふうに理解をしております。

車椅子の利用者の声をということですが、ちょっと私たちは庁舎内で社会実験ということで車椅子を使っているいろんなコースを歩いて、それも検討会のほうに提案をして集約して、先ほどの勾配になっているんですけれども、特段車椅子ご利用の方の声を聞くということはいたしませんでした。ただ、検討委員会そのもの、いろんな意見を頂戴したいということで、一般公募で広くご案内をしていろんな意見を頂戴して、まとめたいということで進めてきたところ、以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 歩道等の縦断勾配は、一般的には5%以下とされていますよね。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができるとなっているところから見ると、12%というのはやっぱりかなり勾配がきついと思うんですね。私も太陽の村の10%勾配、あれで自転車を引いてみました。やっぱりきついんですね。ただ、フラットの部分を設けながらだと、本来であれば75センチ上がるごとに1.5メートルのフラットを設けるのが一般的かと思うんですけれども、そういう形にすれば何とか大丈夫かなとは思いますが、今回の80メートルの斜路工では、そこまでは無理ですよね。75センチで1.5メートル。

そうすると、本当にこのスロープ1つだけを見ればなんとか大丈夫なのかなという気もするのですが、実際に使う方は土手をずっと、あそこ距離かなりありますよね、例えば駅前から歩いたりしてもかなりの距離を来て、それからこの12%を上り、そしてさくら連絡橋を渡り、そしてまたおりてからも8%の勾配、都市建設課も頑張って結構8%ぐらいに抑えたと思うんですけれども、かなり行ったり来たりしての8%の勾配だと思うんですが、やはり8%でもかなりきつい、そうすると長距離利用することになるんですね。だから、それで本当に車椅子の方が大丈夫かなというのはとっても心配なんです。

だから、ここは焦らずに、斜路工のほうはそのものはまだ、ただ橋脚だけは急ぐんですね。何とかもう少し検討する時間をとったらどうでしょうか。どうもこのまま行くと、でき上がってから、いやあ利用しにくいとかという声が出たのではやっぱり遅いと思うんですね。もう一度検討して本当に車椅子の方にも実際に、例えば10%のところを上っていただいてみるとか、町内にも12%のところがあればそこも利用していただいたりとか、同じくらいの距離を行っていただいての意見を伺うとか、やはりそういうことをして本当にこれで大丈夫となってから、行ったほうがいいんじゃないかなと思うんですね。庁舎内でも十分に、今の課長の答弁だけでも庁舎内でも十分に話し合っていないんじゃないかなという気がしたんですね。

実は、福祉課長見えていないんですが、福祉課長に福祉課としては意見を言ったんですかという聞き方をしたら、いえ、知りませんでした的な答弁だったので、やはり十分な話し合いはなされていなかったと思うんですね。だから、もっと検討してもいいんじゃないでしょうか。ここの部分については。

それで、先ほど秋本さんがエレベーターの話もなさっていました。私正直、エレベーターは、いやエレベーターまではと思ったんですが、ただこの12%で行くよりももしエレベーター

のほうが本当に小さいもので、そして経費もかからないのであればそのほうが利用者にとってはいいんだと。本当にそこを利用したいという方がいるのであれば、やはり楽なほうがいいだろうと思うんです。正直なところ、エレベーターというのはちょっと景観のこともあってどうかとは思いますが、ただみんなに利用してほしいということであれば、ある程度安くできるエレベーターだって検討したほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

確かに勾配については、いろいろと議論があるんだろうというふうに思います。全員協議会 のときもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、多分5%、8%、10%、12%、利用する方で受けとめ方が全く違うと思うんですね。同じ車椅子を利用されている方でも、例えば例が正しいかどうかわかりませんが、体育会系の若い学生さんがたまたま使うとか、もしくは高齢者で本当に非力になった方が使うとか、そういったことでは受けとめ方が全く違うと思うんですね。

やっぱり大切なのは、そういった方たちに私たちがいかにこう、普段から手をお貸しできるかということが非常に重要なんだろうなというふうに考えていました。勾配につきましても、5%、8%、条例でも移動円滑化の関係で示しましたけれども、あれは私たちも決して忘れてはいないんですね。目標値としてはそこに高みを目指していくという点では、何ら議員さんと変わってはいないんですけれども、当然立体構造施設においてはそういったことが難しい、それから公園内で特定公園施設をつくる際にも、急峻な場面、それからがけ、そういったところの条件によってはその勾配は原則守らなくてもいいよという上位法でもそういった決めがあって、現場現場でもいろんな工夫が出てくるんだと思います。

ただ、目指すところは当然緩くしたいというのは、何ら変わりはないんですけれども、どうしても現実的には難しいところが出てきたときに、どこまで配慮できるかということだと思います。ただ、一般公募で参加していただいた方の意見、私は非常に貴重だったというふうに思います。何度か会議をして公開してほしいという話もされて、公開でもやりましたけれども、ああいった会議の意見を取り入れて計画をして、さらに一番理想に近いところと折り合いをつけていくというんですかね、その辺が非常に大切なことなんだろうと思うんですが、結果を見て例えば12%がきつい、8%なら大丈夫、5%を目指すべきだという議論よりは、そこにある施設をどうしたらみんなが使えるのかということを考えてときには、ソフトで私たちがみずから手をお貸しして、車椅子を押し上げる、または手助けをするということもあわせて考え

ていく必要があるんだろうと思いますし、私は後者のほうが非常に重要でないかなというふうに考えていました。

ちなみに12%といいますと、イメージが湧かないのでちょっときょうつくってみたんですけども、さらにイメージが湧かないので申しわけないですが、1メートルものでつくっているんですね。横1メートルで12センチ上がると12%なんですね。非常に見にくいんですけども、これちょっと平行になります。ここが8センチの高さなので、これで8%なんですね。多分5%だと5センチの高さなのでちょっと表示がないですけども、私の指から下っていくという形になるのでつくってはみたんですけども、非常にかえってわかりにくいなと思ひました。

12%というと、町内では一番いい例が船迫生涯学習センターの船迫側からバイパスに下る地下道のスロープ、あれが12%です。長さが30メートルあります。なので、今回33メートルぐらいのスロープを予定していますので、地下道の入り口の坂が一番イメージとしてはいいのかなというふうに思います。ただ、生涯学習センターのところは30メートル一直線に下るだけですけども、私たちのほうは14メートル行ってフラットにしてまた14メートルなので、30メートル一気に下るということではなくて、14メートル下るということなので、使い勝手としては多少変わってくるというふうに思います。

あわせて、エレベーターの話なんですけど、エレベーターについても実は検討会でエレベーターも必要かなという話になりました。利用するときはどういった利用になるんだろうねという話をしたときに、当然エレベーターをつけるときには、土手におろさないという意味がないということになるんですね。ところが、土手とJRの間にはほとんど余剰地というんですかね、JRと県管理の川が全くくっついている状態なので、JR側にはつくれないというこれ現実です。反対側、川の中に入りますと洪水時期になってきて水位が上がってきますね。水位が上がってくるところには構造体ができない。特にエレベーター、電気設備がやられますし。そういったことで、エレベーターは難しいという話になって、最後はじゃあ県道のところに、県道とJRの間にエレベーターをつけようかという話にもなったんですけども、利用される人は向こう側に渡りたい、歩きたいとすれば、車椅子限定ということじゃなくて、車椅子の人も使えるように階段じゃなくて、スロープが望ましいという結論に達したんですね。

それで、現地の高さを見ると行ったり来たりということなんですけど、本当に車椅子の人が長い距離を行って帰ってきて、行って帰ってきてするような行動が実際にできるんだろうか、するんだろうかというときには、先ほど話したソフト事業で短い距離で12%を多分超えてしまう

と、例えば15%、城址公園の連絡通路ということで旧青少年ホームから上ったところから、梅畑じゃなく、昔の連絡通路ありますね。連絡通路で上って行ってちょうどブロック積みが残されているところあるんですけれども、あそこで22%です。あのぐらいになると、私たちでも歩いてちょっと大変だなという勾配にはなるんですけれども、12%は桜坂でも使っている勾配ですので、桜のまつり期間中でもベビーカーを押されたり、高齢者の方も多く来ていますけれども、歩きにくいとか大変だという話は私のところには届いていませんでしたので、私たちも12%というのは限界として捉えていいんだろうなということで、皆さんの意見を聞いて考えてきたところですので、こういった内容でソフト事業も育てる工夫もしていかなくてないと思いますけれども、現在の内容でお願いをしたいというふうに考えているところです。よろしくお願いします。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今ちょうど地下道の12%という話が出たからなんですが、けさあそこを通ったときに、私よりはちょっと年上の方がお孫さんを連れて歩いていて、私が自転車で脇を先にすっと上がってきたら、「いや、ここの勾配きついですよね」と言われて、そこで、こって何%かな10%はあるなと思ってちょうど通ったところなので、だから30メートルであってもそれほど70代には見えなかった、60代の方がきついですよねと言って歩いていった。だから、30メートルですらそうなんですよね。それを歩くのではなく、車椅子ということを考えるとやはりこのまま12%で行くのはどうかなと思います。

それと、課長が話している私たちが手伝えばいい、その気持ちはとっても大事なことで、町民はそういう町民だけでいてほしいというか、そういう町であってほしい、誰か困っていたら自分から声をかけるような町であってほしいとは思いますが、誰もいないときに行く場合だつてあるし、特に朝早くのほうが誰にも出会わないというか、ゆったり行けるから行くという場合があるかと思うんですが、車椅子の限界というのがありますよね。それはやっぱり8%なんですよね。8.5%を超えてはだめなんですよね。それから、おりるときの限界がありますよね。それも絶対9%を超えてはならないと。調べてみたら書いてあって、危険だから書いてあるんですよ。フラットの部分がどのくらいの意味を持つのか、私は本当に全く専門ではなく、今回こういうことがあったので調べてみて、ああ、大変なことなんだとわかったんですが、やはりそういうことがある中で、押し切ってしまうのはどうかなと思うので、やはりもう少し検討すべきだと思うんです。

それで、町長とまちづくり政策課長の意見を伺いたいと思います。どうでしょうか、福祉課

長がいれば福祉課長にも車椅子の方や障害を持っている方の立場からの意見をいただきましたかったのですが、柴田のまちづくりとしてみんなが望む連絡橋をつくる時に、誰でもが利用できるスロープ、それが本当に12%でいいのでしょうか。まずはお二人のご意見を伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

現実的に私が車椅子を利用する者というような前提の中でお答えしたいと思います。

まず、いろいろな形で館山城址公園の展望デッキに行つたと、そういうような想定の中において、次に土手に行きたいというようなことを想定しますと、なかなか車椅子だけではまず土手までに行くためには、ちょっと勇気が必要かなと、まして船岡駅からこちら土手のほうを歩いてスロープか、スロープあるところまで本当に長時間かけての利用者というものが、本当に議員さん心配するくらい利用する人員がいるのかなと、逆にそういうような形で考えて聞いておりました。

まず、8%を12%の确实なところなんです、基準的には8%というようなことなんです、地形的にも場所的にもそういうような中においてできるだけ安全・安心な位置づけの中で中間的に休みどころ的なところのフラット部分もつけているというような配慮もありますので、まず多くの人利用しない前提の中の施設の中においてはやむを得ないというような形で考えております。ただ、現実的には私自身が車椅子の対象者になった場合は、本当にどうかなというようなところで、まずそこまでの行動については自信がないというのが現実的です。

ですから、角度がどうのこうのではなくて、やはり行きたいんだけども到底そこまでの心理状況では勇気が出ないというようなところで、ご回答させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この最初に計画したときには、階段ということで計画をさせていただきました。そしたら、いろんな考え方の違う団体から高齢者に優しくではないんではないかというような意見、それから公募した民間の方々からも階段ではなくて、高齢者等に優しいスロープが必要だということでございます。限られたスペースの中で限られた予算の中で、いろいろ予算についても批判がありましたので、できる範囲では、まずはエレベーターということ計画を私のほうで提案をさせていただいて、検討をさせました。

そしたら、先ほど都市建設課長が言うように、JRと堤防の間にはそういうエレベーターをする場所がない。川につくればある団体から批判されましたけれどもね、洪水のときどうす

るんだというような批判もありましたので、これは無理と。そして、旧4号線と堤防の間にエレベーターということだったのですが、メンテナンスの問題もあるし、それからエレベーターと先ほど秋本議員は何か1台の車の値段でできるような発言をされましたけれども、都市建設課長、補足していただいて、私もそのぐらいでできるのかなと思ったら、相当エレベーターもお金がかかるようでした。

そういうことを踏まえまして、スロープということになりました。私も、12.5%の勾配というのを気にしておりましたので、現実的にどこにそういう勾配があるのか調べなさいということで、早速調べてまいりまして、実は生涯学習センターの地下道が12.5%だと。あれは30メートル一気に下ると、うちのほうはどうなんだと聞いたら、間に14メートル行ってフラットになって、また14メートル下がるということなので、少し安心をいたしました。

それから、桜坂に12.5%はないのかと言ったら、一番最後に上るところが12.5%はあります。それで、先ほど都市建設課長も言ったように、ベビーカーも押しているし、それから高齢者も楽しんで歩いているし、特に都市建設課に車椅子の方々から苦情は来ていないということでした。

それから、今やっぱり高齢者、障がい者の方が来ておりますが、1人で来るという人はほとんどおりません。やっぱり誰かと一緒に城址公園楽しんできているようでもあります。6万人実は土手を歩いているんですが、やはり理想的にはすればいいんですが、やっぱりお金もかかりますし、それからもしつくとすると、1回、2回、3回、4回とこういうジグザグなものが、今度は景観の問題とまた別な問題が発生するというような事情がありまして、今のところ理想はあるんですが、お金の問題、それから景観の問題、それから地理的な条件の問題、それからエレベーターとのコストの関係等含めまして12.5%でも14メートル行ってフラットになって、1.2メートルですか。また14メートルであれば、高齢者の方のほとんどの方々には問題ないのではないかなというふうに思います。もし、車椅子の方がいれば心配であればやっぱり桜まつり期間、それから秋のいろんなお祭りの期間中にはその方に配慮するソフト面での対応で、コスト面、それからいろんな制約条件はクリアできるのではないかなというふうに今のところ思っているところでございます。

私は、6万人あそこを歩いています、車椅子で船岡駅におりて、1人で来るという方はどのぐらいいるか、やっぱり実際見てみないとわからないかなというふうなこともございます。全て山をバリアフリーということで山頂まで車椅子というのはちょっとこれは物理的に不可能なので、ある程度折り合わなきゃいけないのではないかなというふうに思ったところでございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。15番白内恵美子さん。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

議案第30号さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）請負契約について、反対の立場から討論いたします。

今行った質疑でもおわかりのように12%の勾配というのは、車椅子の方にとっては無理な勾配、それは限界が決められておりますから、8%、介助つきであっても8%という車椅子利用の方にとってはやはり厳しい、つらい勾配となります。

説明ではフラットを設けるということですが、それは勾配を設けるときは75センチ上がるごとに1.5メートルのフラットを設けるということが1つの基準になっております。そこまでは満たさない14メートルでフラットということですから、やはり少し厳しいのかなど。

それと、まちづくり政策課長、それから町長のご意見伺いましたけれども、車椅子で利用する方が一体何人いらっしゃるのか、それももう一度検討したほうがいいのではないのでしょうか。ですから、根本的にもう一度ここは最初に戻って、このスロープは本当に必要なのかどうかも含めた検討が私は必要だと思います。

そして、その結果本当にこの勾配でもいいという町民の合意が得られるというか、ある程度理解していただけたんだらば、つくった後に不平不満は出なくなると思うんですね。今このままでつくれば、車椅子が上れない12%をなぜということとは必ず意見として出てくるはずですから、やはりさくら連絡橋は反対もあった工事です。皆さんに喜んでいただくためには、不満の出ないように、みんなが利用できるんだと呼びかけていくためには、どうしたらもっと利用しやすくなるか、そして本当に車椅子の方がそれを望んでいるのか、スロープを望んでいるのか、それとも館山の駐車場を利用してもっと利用しやすくしてくれれば、そちらのほうがいいという意見も出るかもしれませんから、このところは、私は再度検討が必要なんだと思います。

ですから、今回はこの請負契約については反対いたします。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（桁製作）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第30号平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（Ⅲ工区）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号 平成25年度柴田町公共下水道事業新栄污水枝線その1工事請負契約について

日程第7 議案第32号 平成25年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第31号平成25年度柴田町公共下水道事業新栄污水枝線その1工事請負契約について、日程第7、議案第32号平成25年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約についての2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第31号平成25年度柴田町公共下水道事業新栄污水枝線その1工事請負契約について、及び議案第32号平成25年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの公共下水道工事につきましては、新栄6丁目地区、大原地区の下水道整備を実施し、生活環境の向上と水洗化促進のため、工事発注の準備を進めてまいりました。既決予算に基づき9月9日制限つき一般競争入札特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、9月30日に入札執行いたしました。

議案第31号及び第32号の入札参加者は、株式会社竹有土木、株式会社四保工務店、春工業株

式会社、株式会社本田組、株式会社松浦組の5者でありました。

入札を執行した結果、議案第31号につきましては、株式会社四保工務店と6,405万円で工事請負仮契約を10月2日に締結いたしました。

議案第32号につきましては、株式会社竹有土木と5,775万円で工事請負仮契約を10月2日に締結いたしました。

以上2件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、一括議題となりました議案第31号及び議案第32号の工事請負契約についての説明を申し上げます。

最初に入札契約に係る内容についてご説明をいたしますので、議案書7ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、議案第31号平成25年度柴田町公共下水道事業新栄污水枝線その1工事請負契約についてです。入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約となり、契約金額は消費税の加算をいたしまして、6,405万円となりました。

契約の相手方といたしましては、株式会社松浦組が落札し、10月2日に仮契約を締結しております。

この仮契約につきましては、この10月議会におきまして議決された場合のみ、地方自治法第234条第5項の規定により契約の効力が得られるものであります。

失礼いたしました。四保工務店が落札し、10月2日に仮契約を締結しております。

入札と契約の結果につきましての説明をいたしますので、別冊の議案第31号、32号関係の工事関係契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第31号関係資料になります。

入札と契約の方法につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますので、指名委員会の内規と決定により制限つき一般競争入札とし、特別簡易型総合評価方式としております。

制限つきといたしましては、さきの議案同様、地元企業等の参加に配慮いたしまして、入札参加資格を大河原土木事務所管内、仙南2市7町に本社が所在するものとし、建設業法に規定

する特定建設業の許可を受けていることなどの参加を条件といたしております。さらに、価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から建設業法による県の総合評価値750点以上のAランクと言われるような企業への参加を求めた結果、町内業者3者、町外業者2者の計5者の入札参加となりました。なお、町内業者への点数制限は設定しておりません。

入札者は、入札参加の申し入れのあった5者において指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの5者について全てが入札に参加をいただいております。

次のページ2ページが入札結果聴取になります。

入札執行日は、9月30日、予定価格については設計額になります。消費税抜きで6,529万3,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きで5,223万4,400円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

10月2日に仮契約を行い、工期は議決の翌日から平成26年3月20日となるものであります。

落札者決定の経過につきまして、下の段でご説明をいたします。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲にあるものを総合評価の対象といたします。今回の入札では、5者全ての入札者がこの範囲内に入り、総合評価の対象になります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点で企業の施工実績から災害対応等のおのおのの評点を算出し、価格以外の評価点を計算いたします。町内所在の入札者の3者はこの価格以外の評価点の合計は満点の10点となります。町外の入札者の2つの会社につきましては、本社が所在していないこと、災害時の柴田町への対応、貢献がないということから5点となります。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配点となり、総合評価の点数、AプラスBになりますけれども、合計で満点の100点となります。

次に、価格評価点で最低入札価格6,100万円で応札いただきました2番の株式会社四保工務店に価格評価点として90点を設定し、残りの4者についても応札金額に応じて価格評価点を計算し、株式会社竹有土木が88.26点、春工業株式会社が85.25点、株式会社本田組が87.14点、株式会社松浦組が89.27点となります。この価格以外の評価点とこの価格に関する評価点との合計で5者を比較しますと、株式会社四保工務店が総合評価点満点の100点となり、他の4者は株式会社四保工務店の点数に及ばないことから、株式会社四保工務店が落札者となります。

以上で、議案第31号についての入札から契約までの説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号平成25年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事になります。

議案書に戻っていただきまして、最初に入札契約に係る内容についてのご説明を申し上げます。

議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号平成25年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事の請負契約についてです。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約で、契約金額は消費税を加算いたしまして5,775万円で、契約の相手方は株式会社竹有土木が落札しておりまして、10月2日に仮契約を締結しております。この仮契約につきましては、10月議会において議決された場合にのみ、地方自治法の規定により契約の効力が得られるものとなります。

入札結果についてご説明をいたしますので、別冊の先ほどの議案第31、32号関係の工事請負契約案件資料の3ページをお開きいただきたいと思います。議案第32号契約関係資料になります。

入札と契約の方法につきましては、指名委員会の内規と決定により工事設計額が5,000万円を超えておりますので制限つき一般競争入札とし、特別簡易型総合評価方式といたしております。

制限つきといたしましては、前の31号の案件と同様、地元企業等の参加に配慮いたしまして、入札参加資格を大河原土木事務所管内、仙南2市7町に本社が所在する建設業法に規定する特定建設業の許可を受けている会社などの参加条件と制限を付し、さらに、価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値750点以上のAランクと言われるような企業への参加を求めています。町内業者3者、町外業者2者の合計で入札参加となりました。なお、町内業者への点数の制限は設定しておりません。

入札者は、この5者より入札参加の申し入れがあり、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの5者の全てが入札に参加をいただいているところであります。

次のページが入札結果調書になります。

入札執行日は、9月30日、予定価格については設計額になります。消費税抜きで5,853万6,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの4,682万8,800円となり、予定価格の8割に相当する額となります。

10月2日に仮契約を行い、工期は議決の翌日から平成26年3月20日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段でご説明をいたします。

入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものを総合評価の対象といたします。今回の入札では、町内の株式会社竹有土木、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3者がこの範囲内に入り、春工業株式会社と株式会社本田組はこの予定価格に達していないために、2者は総合評価の対象外となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点で総合評価の対象となる1番の株式会社竹有土木、2番の株式会社四保工務店、3番の株式会社松浦組とも企業の施工実績から災害対応等までのおおのの評点を算出し、価格以外の評価点を計算いたします。この価格以外の評価点の合計10点満点となりますけれども、3者とも10点の満点を得ているところでもあります。

次に、価格評価点が90点の配分となります。合計で満点の100点となるものであります。

次に、価格に関する評価になります。最低入札価格5,500万円で応札いただきました1番の株式会社竹有土木に価格評価点として90点を設定し、総合評価をするもう2者、2番の株式会社四保工務店と5番の松浦組には、応札金額に応じて価格評価点を計算して、四保工務店が86.09点、松浦組が88.39点となります。価格以外の評価点との合計で、株式会社竹有土木が総合評価点100点、四保工務店が96.09点、松浦組が98.39点となり、価格最高評価得点者の株式会社竹有土木が落札者となります。

以上で、議案第32号につきましての入札から契約までの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、議案第31号関係の工事の詳細につきまして、説明を申し上げます。

まず、A3判の折り込みの関係資料をお開き願います。

今回の新栄污水枝線その1工事関係でございますが、新栄5丁目、6丁目及び並松地区が柴田第15処理分区という1つの分区になっておりまして、これらの污水が集まりまして阿武隈川流域下水道に接続する枝線工事でございます。

左上に位置図を表示しております。新栄6丁目地内、リハビリパーク及び新栄5号公園がある地区でございます。ピンクで着色しているところが今回の施行区間でございます。左下に凡例とあと右側に施行概要図ということで、書かせていただきました。

今回の工事概要でございます。左下の凡例の表に書いてあります。施工延長が315.1メートル、口径は200ミリ、管種は塩ビ管でございます。その内訳が小口径推進工、これも200ミリで241.2メートル、右側の図では実線で印した区間6スパンの推進区工法で敷設するものでございます。

開削工口径200ミリ、同じ口径ですが、73.9メートル、2点斜線で印した範囲、実は公共污水ます14カ所を設置しますが、マンホール管で4カ所以上公共污水ますを取りつけしますと、新たに浅い管で公共污水ますを拾ったほうが経済性ということでこの2つ管を見ております。

また、起点と終点のほうで1カ所とか2カ所とかありますが、これは直接本管に取り付けすることができますので、垂直に推進をするという特殊な工法でございまして、単価高いんですね。そういうことで数が少なればこのようなことも取り入れていきます。ただ、数が多ければ新たに埋設したほうが安いということで、このような区別をしております。

1号マンホール工が8カ所、黒丸で印している箇所ですね、推進区間と開削区間と合わせての8カ所、1号とというのは内径90センチの持っている大きさでございまして。汚水ます取りつけ管工、これは私先ほど申し上げましたように14カ所設置する予定でございまして。

付帯工、舗装復旧という言葉で書いてありますが、最後に終わりましたら、仮舗装しますが、下水道では当年度は仮舗装で終えまして、翌年度改めて本復旧をし直すというようなことで進めております。今回の工事では仮舗装でとどめておきます。

それでは、右側の推進スパンが6スパンありまして、当然機械を発進させる発進立坑、迎える到達立坑ということで、6カ所の発進到達立坑を設けるわけですが、今回の工法では、縦穴は直径2メートルの鉄管、パイプですね、パイプを落とし込んで深さは5メートルから6メートルの縦穴を掘ります。当然昔のように矢板を打ったりしますと住宅等に影響がありますが、この軽震工法といいます、振動もそう小さくなく、地盤を緩めることもなく施工できるということで、住宅の影響はないということで少ないということで、今多く取り入れられている工法でございまして。

当然機械をパイプを押し込みます。塩ビ管を直接押し込むのですが、やはり2メートルの中から発進しますから、長さ1メートルの長さなんですね。それを順次差し込んで予定の長さに推進させるということでございまして。ですので、発進口とか迎えるところには、薬液注入で十分取水を、目的とか地盤を固めて崩落を防ぐ工法も当然行います。

右の船岡32号線があります。ここに阿武隈流域下水道管が通っておりまして、1メートル10センチ1,100の口径の管が深さ4メートル80ほどの深さで入っておりまして、この地区の接続点がちょうど五間堀の手前の橋の手前に設けられております。ここに今回の接続をして、県の流域下水道に流しているわけでございます。

ということで、来年の3月20日までの工期で予定をしております。実際の工期は、4カ月ほど見ております。当然、施工中交通規制とか伴います。先ほど申し上げました縦坑はふたを掛けて、作業以外のときは開放しますし、当然夜間開放もするというので、臨んでおります。当然、これから大河原警察署の道路標とかとりませんが、地元の方にも十分説明会を開いたり、あとは住民周知等広報紙等行いながら、慎重に進めてまいりたいと思っております。

続きまして、32号関係、次のページをお開き願います。

大原汚水幹線工事でございます。この地区処理分区にしますと、第3処理分区というふうに区分しております。実は、平成22年5月に事業認可変更で、新たに区域を追加した地区でございます。船岡の新田、上大原、新大原地区、中名生の佐野という地区の面積50.9ヘクタールでございます。これらの汚水を集めた最下流に当たりますのが今回の工事に当たります。

同じように施工箇所、左上に着色をしている範囲が今回の施工範囲でございます。縦の部分が幹線に当たりまして、横が県道に入っていますが、いわゆるサービス管、公共ますを拾うための枝線というような扱いでございます。着色していない下のほう、将来順次阿武隈急行のガード下まで下がりまして、そこから大原方面に折れて施工をしていく予定でございます。

下の凡例に書いておりますのが工事概要でございます。右側が施工概要でございます。今回は、施工延長が183.8メートル、その内訳、小口径推進が口径が今回は3種類ございまして、450、400、200です。450と400につきましては縦の線ですね、450につきましては、主要地方道白石柴田線と町道中名生2号線が交わる交差点がございます。ここに有機下水道への接続マンホールがございます。ここに接続するワンスパン約5メートルなんですけど、ここが450ミリになっています。実は、この第3処理分区、全体計画をしますと剣水、剣崎、剣塚地区も将来は入ってくるようになります。それで、この口径が大きくなっております。400ミリにつきましては、下に下がっていく2スパン、114メートルが400ミリでございます。200ミリでございますが、先ほど横に西側に県道に入る部分ですね、公共汚水ますを拾うためのサービス管ですが、町のマンホールに接続する県道を横断するような形になるものですから、21.5メートルほど推進で施工していきたいと。

これで、推進工区間が140.5メートル、トータルですね、実線であらわしております。開削工が200ミリ、口径は全て違っていますが、先ほどのように管種の種類は塩ビ管でございます。開削工が43.3メートル、二点斜線で印した範囲でございます。今回マンホール2つの種類がありましたが、2号マンホール、内径が1.2メートルあるんですね。これが黒の二重丸であらわしているところですね。管の口径が400ミリということで大きい場合は、施工基準で区分けで使用分けしております。1号マンホールは内径90センチ、2号マンホールは3カ所の設置ですね。1号マンホールは内径90センチのが2カ所、先ほどの県道に入る部分です。汚水桝、取付管工5カ所ということで今回県道沿い、県道とJRの間に学習塾さんとか民家の方があるんですけど、ここが4カ所ございます。あと1カ所は東海光熱さん分に1カ所。全て県道を見ますとJR側なんですけど、本来ですと民家の側の歩道に入れるというふうに考えておりました。

たんですが、既に流域下水道が下に入っておりますので、そこに同じところに埋設できませんので、実は反対側の歩道に枝線を入れまして、その公共ますと枝線を結ぶのは県道横断は、推進で接続しようと考えております。東海光熱のほうの汚水ますは直接本管に接続するというふうなことで考えております。

付帯工につきましては、先ほど同じように今回は仮舗装にとどめて、来年度本復旧と考えております。

こちら先ほど同様に推進工法ということで、縦工が必要になります。県道の交差点の中は先ほど同様に鉄管の落としてできるというふうに検討したんですが、実は交差点の場合でございまして、電線とか信号機のケーブルとか上空にございまして、なかなか工法作業が難しいということで、ここはライナープレートということで、山どめ工法あるんですね。実は、波板鉄板を1枚1枚組み立てながら落としていくものなんですが、直径は2メートル50の大きさのを掘り下げていくものです。井戸を掘るような方法ですかね、そういう工法で縦坑を築造していくものです。ですので、当然周囲と縦坑の下は薬液注入で地盤を固めたり、取水をしたりということで補助工法が当然必要になってくるところでございます。

それ以外、中間は先ほどと同じように鉄管、マンホールが大きいものですから2メートル50の大きさの直径ですね。一番下の縦坑は、ここは鉄管と言いましてもマンホール自体が直接出てきておりまして、それをそのまま落とし込むということで、そういう工法でつくるところでございます。

今回、主要地方道白石柴田線の中の工事ということで、大変交通量の多いところでございまして、当然県道でございまして、事前協議を県と行いながら設計を進めてきたところでございまして、さらに請負者が決まりまして新たに施工計画書等作成しましたら、改めて協議をしながら慎重にここも進めていきたいというふうに思っております。当然関係者との説明会、広範囲に影響がありますので、広報紙等により周知を徹底しまして、慎重に進めていく考えでおります。

以上の内容でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 31号も32号議案も総合評価落札方式なんですけれども、資料を見てちょっと1つ疑問に思ったのが、価格以外の評価項目及び評価点というところで、配置技術者の能力という最高が2点というところがあるんですが、今回は31号32号とも同じ業者なんで

すが、町内の業者が2点ずつなんです。町外の業者2者ともここが0点、0点なんです。それで、この配置技術者の能力というのはどういうことで評価しているのでしょうか。技術者の持っている国家資格がどうか、これまでの携わってきた工事についてのやり方がどうだったとかいうその評価の仕方と、たまたまなんですかね、町内の業者が2点で、町外の業者が0点という。

3点目は、配置技術者の能力がゼロと評価されるような業者が入札に参加する資格がもともとないんじゃないですか、技術者の評価低いというよりゼロと見るわけでしょう、この柴田町のやり方で行くと。私からするとそういう業者がこの時点でもう入札に参加する資格がないというふうに私には思えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えしたいと思います。

先ほどの入札結果調書のほうでご説明をいたします。

今ご質問の分は竹有土木、四保工務店、それから松浦組、町内の会社の配置技術者の能力が2点、2点、2点と。春工業と本田組がゼロ、ゼロということなんですけれども、町内にあります業者は、配置していただける技術者の方が同様の下水道工事についての、同様の能力を十分有している方で、過去にも実績があると。それで、春工業と本田組さんは技術者の指定は当然してきて、調書はいただくんですけれども、過去に実績がなく、下水道工事の実績がなく、道路工事とかが今まで主で、例えば資格を取ったばかりだとかということで、もしくは若い方ということで下水道工事の同種の同じような種類の工事についての実績がないことから、0点とさせていただいて柴田町の方々はそのような過去の実績が十分にあることから、2点と配置をさせていただいたところであります。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） そうすると、企業の施工実績というのが5業者とも全部5点ですけれども、ほかの工事もやっているという意味での実績で5点なんだけれども、今の課長の説明だと例えば町外の業者さんは下水道の工事をなんか1回でもやったことないみたいな言い方というか、技術者がそれに携わったことがないみたいな言い方なんですけれども、それなら企業の施工実績というところはどうなんですか。下水道工事をやったことがあるかという評価をしているんですかね。

それと、申しわけないですけれども、これからやる33号議案もちょっと関連して申しわけないですけれども、町外の業者がここ0点なんです。これも同じようにあれですかね、こう

いう工事に関係していなかったと。私からすると、いろんな工事を総合評価落札方式でやると、課長の言い方でいくと、全部町外の業者はここがゼロになるようなイメージにもとれるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

企業の施工実績というところで、全部に5点入っていますけれども、それぞれの春工業ですと蔵王町さんで、本田組さんで丸森町でそれぞれ下水道工事の実績はございます。たまたま配置いただきます技術者の方の実績がないということだけで、会社そのものにつきましては、先ほど言いましたようにトータル建設業でありますので、750点ということでAランクの会社ということで実績は十分にある会社ということでもあります。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今後例えばこういうのを我々議員が見たときに、配置技術者の能力というのが町外の業者が場合によっては、1点とか2点というふうに評価される場合もあり得るわけですね。たまたまこの31号、32号とか33号ですけれども、これに参加した業者が今回はたまたま配置された技術者がゼロ、ゼロという評価だけれども、今後ほかの工事なんかでは場合によってはここが1点とか2点ということもあり得るかということで、その点聞きたいんですよ。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） そのようになります。実績をあくまでも出していただいた経歴、履歴と関係で対比して計算させていただいていますので、町外でもさくら連絡橋の建設工事のⅢ工区のほうですと、株式会社本田組のほうは同じような橋梁の関係の仕事をしているという同種の工事をやっているということで2点加えさせていただいておりますので、実績をきちんと踏まえた上での配点ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号平成25年度柴田町公共下水道事業新栄污水枝線その1工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号平成25年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第33号 平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第33号平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第33号平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの鷺沼1号雨水幹線工事は、鷺沼排水区に係る区域の浸水被害を抜本的に解決するために実施する公共下水道の雨水事業です。本事業につきましては、柴田町と大河原町との共同事業であり、大河原町との協議を行い、工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、9月9日制限つき一般競争入札特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、9月30日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社竹有土木、株式会社四保工務店、株式会社斎藤工務店、株式会社本田組、株式会社松浦組の5者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と4,966万5,000円で工事請負仮契約を10月2日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、また処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い

願いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第33号平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業
鷺沼1号雨水幹線工事請負契約についての説明を申し上げます。

最初に入札契約に係る内容について議案書でご説明をいたしますので、議案書の11ページを
お開きいただきたいと思います。

入札と契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約で、契約金額は消費税
を加算して4,966万5,000円となります。

契約の相手方は、株式会社松浦組が落札し、10月2日に仮契約を締結しているところであり
ます。

この仮契約につきましては、この10月議会におきまして議決された場合のみ、地方自治法第
234条第5項の規定により契約の効力が発せられるものであります。

入札結果についてのご説明をいたしますので、議案第33号関係資料、工事請負契約案件資
料、別冊になります、1ページをごらんいただきたいと思います。

入札と契約の方法につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりましたので、指名
委員会の内規と決定により制限つき一般競争入札として、特別簡易型総合評価方式を採用して
いるところであります。

制限つきといたしましてもこれまでの議案同様、同じ説明となりますが、地元企業の参加に
配慮いたしました。入札参加資格を大河原土木事務所管内、仙南2市7町に本社が所在するも
のとし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることなどの参加の条件として制
限を付し、さらには品質と価格の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から建設業法
に規定いたします県の総合評価値Aランクの企業への参加を求めた結果、町内業者3者、町外
業者2者の計5者の参加をいただいたところであります。町内業者への点数制限は設定してお
りません。

入札者は、この5者により入札参加の申し込みがあったわけですが、指名委員会にお
いて入札の参加資格につきまして審査を行い、この審査を経たこの5者の全てが入札に参加を
いただいたところであります。

次のページが入札結果調書になります。

入札執行日は、9月30日、予定価格については設計額になります。消費税抜きで4,805万
5,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きの3,844万4,000円となり、予定価格の8割に相当

する額になります。

10月2日に仮契約を行い、工期は議決の翌日から平成26年3月20日となります。

落札者決定の経過につきまして、下の段でご説明をいたします。

入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものを総合評価の対象といたします。今回の入札では、株式会社四保工務店と株式会社松浦組がこの範囲内に入り、株式会社竹有土木、株式会社斎藤工務店、株式会社本田組はこの予定価格に達していないために、この3者は総合評価の対象外となりました。

価格以外の評価項目及び評価点でこれまでの議案と同じまた説明になるわけですが、総合評価の対象となります2番の四保工務店、5番の松浦組とも企業の施工実績から災害対応等までのおのおのの評点を算出し、価格以外の評価点を計算いたします。価格以外の評価点は、四保工務店、松浦組とも10点満点となります。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配分となり、総合評価の点数、AプラスBになりますけれども、合計で満点の100点となるものであります。

次に、価格に関する評価といたしまして、最低入札価格4,730万円で応札いただきました5番の株式会社松浦組に価格評価点として90点を設定し、総合評価をするもう1者、2番の四保工務店に応札金額に応じて価格評価点を計算し、89.06点と算出するものであります。価格以外の評価点との合計で株式会社松浦組が総合評価点100点、株式会社四保工務店が99.06点となり、最高評価得点者となります株式会社松浦組が落札者と決定された経過になります。

以上で、議案第33号についての入札から契約までの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 続きまして、工事の詳細につきまして説明を申し上げます。

A3判の資料をお開き願います。

鷺沼1号雨水幹線工事ということで、左上には位置図を表示しております。今回の施工範囲はピンクで着色した範囲でございまして、JR東北線と主要地方道白石柴田線の間に挟まれた区間でございまして、今回既存水路が1メートル70掛ける1メートル10の水路を2メートル60の幅を持つ高さ1.4メートルもの大きさに改修するものでございます。

施工の内容の平面図としまして、右側に要しております。今回の工事概要でございまして、施工延長は、76.46メートル、その内訳が小型重力式擁壁1.29メートル、高さ1.5メートルでございまして、右側の図面でJRとの接続の部分、いわゆる取りつけの調整ということで擁壁を建

てて取り合いを結ぶものでございます。1.29メートルでございます。

次に、U型カルバート工ということで、断面の大きさは2.6メートルから1.4メートルございます。これは、先ほどのJRとの取り合いとボックスカルバートを施工説明しますが、その間を道路から現在の水路にまた戻りますので、ボックスカルバートで必要でございませんで、オープンカルバートで施工します。これは現場打ちで施工することになります。

ボックスカルバート、61.99メートルでございます。現在の水路が県道横断をしますと、急に角度がきつく曲がった形で折れておりまして、流れを阻害するような形になっております。これを修正するために、横断から出口から緩やかにカーブを設けまして現在の道路でございますが、道路に入りまして、ボックスカルバートで施工して加工していきたいということで、ボックスカルバートを用いております。

仮設工・付帯工であります。当然ボックスカルバートを施工するために三全製菓さんの部分にシートパイルを打ち込みます。8メートル50のシートパイルを打ち込みます。それと、当然雨の降らない時期に施工となりますが、当然通常でも流れておりますので、仮排水路、これは1メートル10のコレクターパイプを敷設をして通常の排水に備えていきたいということで、仮排水路を設けます。ということで、施工してまいります。現在右側の図面の下に施工の代表的な場所をあらわしております。県道からJRの線路方向を見た場合、このような形でおさめたいというふうに思っております。

今回、5メートル60と1メートル40のボックスカルバートしますと、現在の既存の水量ですと3.8トン毎秒、これが8.37トン、実は8月21日の全員協議会で全体の事業説明を申し上げましたんですが、白石川に流せる最大の量までになっている断面でございまして、2.2倍の大きさ、能力を持つものでございます。この大きいボックスカルバートでございます。製造するのにはやはり必要個数が定尺ものが長さ2メートルあるのですね。これが26個必要でございまして。先ほど県道からの出口、カーブになりますので、短いもので少しずつカーブを取りつけていくために、長さを半分近く、1メートル25の長さにして分割して施工するので、8個でございます。2メートルものの長さのボックスカルバートにしますと、重量が10トン近い大きさになります。ですので、当然工場製作では1ヵ月ちょいの製作日数を要するものでございます。

当然工事には工事を施工するヤードが必要でございまして。工事路線の前、県道とあと向かいタイヤ屋さんがございます。その三角地を、工事ヤード、資材置き場とかボックスカルバートの侵入先というようなことで、予定をしております。現在も木が生い茂っておりますし、古い建物が残っているのですね。これらは所有者のほうとは事前了解を得まして、撤去、伐採等

の了解を得ています。これらの場所を施工ヤードとして確保しております。

ですので、来年3月20日までの工期でございますが、実際は3カ月ほどの工期を予定しておるところでございます。当然、JRとの接続ということで近接工事にもなりますし、あとは当然取り合いの関係は事前に協議を済ませておまして、了解を得ているところでございます。来年度以降からは、県道を越えて上流の方向に進めていく予定でございます。このような内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。**

○4番（秋本好則君） ちょっと1点だけ質問させてください。

今の部分ボックスカルバートに置きかえまして、流水量が流れがよくなるということは十分わかるんですけども、JRの線路を越えた後のところで、T字路にまた水路が行っているんですけどもこのところも結構急な曲がりになりますが、逆に流水量がふえた分、このところでたまるような可能性というのはどうでしょうか。あるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 確かにJRを過ぎますと現在のままという形なのですが、断面も余裕ございまして、上流のほうで大きくしても問題ないものでございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号平成25年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年度柴田町議会10月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前11時39分 休 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年10月9日

議 長

署名議員 番

署名議員 番